

総長選考・監察会議（第12回）

令和8（2026）年9月28日（月）

13：00～

議 題

1. 次期総長予定者の決定について（非公開）
2. 次期総長予定者の選考理由及び選考過程の公表について（非公開）

配付資料

- 1－1. 第2次総長候補者宛選考結果通知（案）
- 1－2. 次期総長予定者の選出について（通知）〔部局長宛〕（案）
- 1－3. 次期総長予定者の選出について〔ホームページ掲載〕（案）
- 1－4. 次期総長予定者の選出について〔UTokyo Portal, UTAS 掲載〕（案）
2. 意向投票開票結果（別紙）
- 3－1. （参考資料）求められる総長像の具体化に係る重点ポイント及び評価項目
- 3－2. 総長予定者の選考に係る資料【非公開】（別冊）
4. 東京大学次期総長予定者選考結果、選考理由及び選考過程（案）
5. 第11回総長選考・監察会議議事要旨（案）

参考資料

1. 次期総長予定者の選出について（総長選考・監察会議議長）【令和2年度参考】
2. 東京大学次期総長予定者選考結果、選考理由及び選考過程（案）（再掲）
3. 求められる総長像（令和7年12月1日総長選考・監察会議）
4. （参考資料）求められる総長像の具体化に係る重点ポイント及び評価項目（再掲）
5. 東京大学総長選考プロセスのイメージ
6. 国立大学法人法（抜粋）
7. 東京大学総長選考・監察会議規則（令和6年10月1日改正）
8. 東京大学総長の任期に関する規則
9. 東京大学総長選考・監察会議内規（令和7年12月1日改正）
10. 東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則（令和8年3月13日改正）
11. 東京大学総長選考・監察会議委員名簿

(案)

総長予定者宛

令和 8 年 9 月 2 8 日

(候補者氏名) 殿

東京大学総長選考・監察会議
議長 国 谷 裕 子

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたび、当会議において慎重に審議した結果、貴殿を次期総長予定者として決定いたしましたので、謹んでお知らせいたします。

敬具

【本件連絡先】

国立大学法人東京大学 本部法務課法規チーム

住所：〒113-8654 東京都文京区本郷 7-3-1

メールアドレス：houki.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

総長予定者とならなかった候補者宛

令和8年9月28日

<氏 名> 殿

東京大学総長選考・監察会議

議長 国 谷 裕 子

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当会議において慎重に審議を重ねた結果、誠に恐縮ではございますが、貴殿を総長予定者として決定するに至りませんでした。

選考に際しご理解とご協力を賜りましたことに厚く御礼申し上げますとともに、貴殿の今後益々のご活躍をお祈り申し上げます。

敬具

【本件連絡先】

国立大学法人東京大学 本部法務課法規チーム

住所：〒113-8654 東京都文京区本郷 7-3-1

メールアドレス：houki.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

(案)

令和 8 年 9 月 2 8 日

各 部 局 長 殿

東京大学総長選考・監察会議
議長 国 谷 裕 子

次期総長予定者の選出について（通知）

東京大学総長選考・監察会議は、次期総長予定者の選考に当たり、求められる総長像に照らし、「総長候補者資料」、「東京大学の教育、研究、運営・経営等に関する所見」、候補者が指定した推薦人から提出された推薦書、面接を含む調査、動画による所信表明及び意向投票の結果を総合的に考慮し、〇〇 〇〇氏を次期総長予定者として決定しました。次期総長予定者の任期は令和 9 年 4 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日までの 6 年間で、第 32 代目の総長となります。

つきましては、次期総長予定者の選出について、貴部局内への周知方よろしくお取り計らい願います。

なお、明日 9 月 2 9 日（火）午前 1 1 時（予定）から、本郷キャンパス山上会館 2 階大会議室において、次期総長予定者の記者会見を実施する予定です。

【本件連絡先】

国立大学法人東京大学 本部法務課法規チーム

住所：〒113-8654 東京都文京区本郷 7-3-1

メールアドレス：houki.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

【東京大学ホームページ_総長選考・監察会議ホームページ】

＜9月28日総長予定者選出後速やかに＞

令和8年9月28日 総長予定者の決定（総長選考・監察会議）

総長選考・監察会議は、「総長候補者資料」、「東京大学の教育、研究、運営・経営等に関する所見」、候補者が指定した推薦人から提出された推薦書、面接を含む調査、動画による所信表明及び意向投票の結果を総合的に考慮し、〇〇 〇〇氏を次期総長予定者として決定しました。次期総長予定者の任期は令和9年4月1日から令和15年3月31日までの6年間で、第32代目の総長となります。

・略歴

(→PDFにリンク)

※9月29日の記者会見終了後速やかに以下の関係資料を掲載

【資料】(→PDFにリンク)

1. 次期総長予定者の決定について（総長選考・監察会議議長）
2. 東京大学 次期総長予定者 選考結果、選考理由及び選考過程
3. 求められる総長像（令和7年12月1日総長選考・監察会議）
4. （参考資料）求められる総長像の具体化に係る重点ポイント及び評価項目
5. 東京大学総長選考プロセスのイメージ
6. 国立大学法人法（抜粋）
7. 東京大学総長選考・監察会議規則（令和6年10月1日改正）
8. 東京大学総長の任期に関する規則（令和4年4月1日改正）
9. 東京大学総長選考・監察会議内規（令和7年12月1日改正）
10. 東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則（令和8年3月13日改正）
11. 東京大学総長選考・監察会議委員名簿

※前回総長予定者決定時に公表した「略歴」

ふじ い てる お
藤 井 輝 夫



生年月日

昭和39年4月5日（56歳）

学 歴

昭和63. 3. 28 東京大学工学部船舶工学科卒業
平成 2. 3. 29 東京大学大学院工学系研究科船舶工学専攻修士課程修了
" 5. 3. 29 東京大学大学院工学系研究科船舶海洋工学専攻博士課程修了

資 格

平成 5. 3. 29 博士（工学）（東京大学）

専 門

応用マイクロ流体システム

職 歴

平成 6. 1 1. 1 東京大学生産技術研究所助教授
" 7. 4. 1 理化学研究所基礎科学特別研究員
" 8. 4. 1 6 理化学研究所生化学システム研究室研究員
" 1 1. 4. 1 東京大学生産技術研究所附属海中工学研究センター助教授
" 1 8. 4. 1 東京大学生産技術研究所
附属マイクロメカトロニクス国際研究センター助教授
" 1 9. 2. 1 東京大学生産技術研究所
附属マイクロメカトロニクス国際研究センター教授
" 2 2. 4. 1 東京大学生産技術研究所
附属マイクロナノメカトロニクス国際研究センター教授
" 2 6. 4. 1 東京大学生産技術研究所
附属統合バイオメディカルシステム国際研究センター教授
" 2 7. 4. 1 東京大学生産技術研究所長（～平成 30.3.31）
" 3 0. 4. 1 東京大学副学長（～平成 31.3.31）
" 3 1. 4. 1 東京大学理事・副学長（現在に至る）

※ 年齢は年度末年齢

UTokyo Portal、UTAS 掲載（案）

（ポータル掲載案）

総長予定者の決定

総長選考・監察会議は、「総長候補者資料」、「東京大学の教育、研究、運営・経営等に関する所見」、候補者が指定した推薦人から提出された推薦書、面接を含む調査、動画による所信表明及び意向投票の結果を総合的に考慮し、〇〇 〇〇氏を次期総長予定者として決定しました。次期総長予定者の任期は令和 9 年 4 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日までの 6 年間で、第 32 代目の総長となります。

なお、9 月 29 日（火）午前 11 時（予定）から、本郷キャンパス山上会館 2 階大会議室において、次期総長予定者の記者会見を実施する予定です。

略歴（PDF へのリンク）

（UTAS 掲載案）

総長予定者の決定

総長選考・監察会議は、「総長候補者資料」、「東京大学の教育、研究、運営・経営等に関する所見」、候補者が指定した推薦人から提出された推薦書、面接を含む調査、動画による所信表明及び意向投票の結果を総合的に考慮し、〇〇 〇〇氏を次期総長予定者として決定しました。次期総長予定者の任期は令和 9 年 4 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日までの 6 年間で、第 32 代目の総長となります。

略歴（PDF へのリンク）

(参考資料) 求められる総長像の具体化に係る重点ポイント及び評価項目

総長選考・監察会議 令和8年3月13日

	「求められる総長像」	重点ポイント	評価項目
1	前文：東京大学総長は、東京大学憲章の掲げる目標・理念を尊重し、その達成・実現を追求する明確なビジョンと強い意志を有するとともに、世界と大学をめぐる危機や課題に対峙して、新たな価値創造に挑む果敢なイノベーション戦略を完遂することで、国際的な学術の場における本学の地位をますます高めるべく、次のような資質、能力及び実績に裏付けられた指導力と人々への奉仕的精神をもつことが期待される。	東大憲章の掲げる理念を実現し、世界の危機や課題に対峙して価値を創造する力	明確で具体性のあるビジョン
2			新たな価値創造に挑むイノベーション戦略
3			本学の国際的プレゼンス向上に資する提言
4			世界の公共性に奉仕する精神
5	1 学内外からの敬意・信頼を得るに足る高潔な人格と高い倫理観及び優れた学識	東京大学総長としての品位・学識	高潔な人格
6			高い倫理観
7			優れた学識と教育・研究実績
8	2 開学以来の伝統を活かしながらも、鋭い先進性と説得力のあるビジョンをもって現代社会の要請に能動的に応え、必要に応じて大胆な改革を行い、「世界の東京大学」にふさわしい卓越性・独創性・多様性をそなえた教育研究活動を導く国際的な視野と実行力	国際的視野と改革実行力	伝統と先進性を兼ね備えたビジョン
9			改革への認識と大胆な実行力
10			国際的視野と活動実績
11			卓越性・独創性・多様性のある教育研究活動牽引力
12	3 組織構成員の幅広い支持を受け、円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、優れたリーダーシップを発揮し、効果的で機動的な組織運営を行うとともに、本学が果たすべき社会的責任を深く理解し、大学を取り巻く諸課題やリスクなどに対して、主導的に対応していくガバナンス能力と実績	組織運営とガバナンス能力	現代社会を牽引する人材を育成する意欲
13			世界の学術をリードする教学・経営組織のビジョン
14			組織構成員の幅広い支持と合意形成能力
15			優れたリーダーシップと組織運営力
16	4 世界最高水準の学術研究・人材育成を推進するために、具体的な戦略的指針をもって大学の財務基盤を強化し、社会の各界から幅広い理解・協力を得て、大学を経営していく高度な能力と未来を切り拓く強固な意志	財務基盤強化と高度な経営能力	リスクに対するガバナンス能力
17			財務基盤強化実現への具体的な戦略的指針
18			社会各界から幅広く理解・協力を得て大学を経営する高い能力
19	5 自由・自律及び多様性・包摂性を重んじ、世界の学術の発展と協調的人類社会の実現に貢献しようとする強い使命感	世界の学術の発展と協調的人類社会の実現に向けた使命感	大学の未来を切り拓く強固な意志
20			自由・自律及び多様性・包摂性の重視
21			協調的人類社会実現への貢献
22			強い使命感

※評価の参考にのみ活用される

東京大学 次期総長予定者 選考結果、選考理由及び選考過程

<選考結果>

次期総長予定者 ○ ○ ○ ○ (ふりがな)

(総長任期：令和9年4月1日～令和15年3月31日)

次期総長予定者略歴 別紙のとおり

<選考理由>

(前回選考時)「求められる総長像」に掲げた東京大学総長として期待される5つの資質、能力及び実績を存分に有し、それらに裏付けられた卓越した指導力を発揮し、東京大学憲章の掲げる目標・理念の実現に向けて東京大学を運営・経営していくことができると十二分に期待できます。

また、大学が果たすべき役割が益々重要になっている中、教学と経営の長として、激しく変化する社会の中で、学問の自由と大学の自治を守りながら、奉仕的精神に則り、構成員の信頼を得つつ、日本、世界から寄せられる大きな期待に応えることができる者であると確信し、同氏が次期総長にふさわしいと判断いたしました。

<選考過程>

総長選考日程

令和8年

4月 7日(火)	総長選考開始の公示
6月19日(金)	第1次総長候補者として推薦する者の選出(経営協議会)
6月29日(月)	第1次総長候補者として推薦する者の選出(代議員会)
7月 1日(水)	第1次総長候補者の決定(総長選考・監察会議)
8月14日(金)	第1次総長候補者の面接調査(総長選考・監察会議)
8月17日(月)	第1次総長候補者の面接調査(総長選考・監察会議)
8月19日(水)	第2次総長候補者の告示(総長選考・監察会議)
9月28日(月)	第2次総長候補者への意向投票
9月28日(月)	次期総長予定者の決定(総長選考・監察会議)

第1次総長候補者の決定

総長選考・監察会議は、経営協議会及び代議員会から第1次総長候補者として推薦された者について審議し、第1次総長候補者を決定した。

第2次総長候補者（50音順）

総長選考・監察会議は、第1次総長候補者から提出された「総長候補者資料」及び「東京大学の教育、研究、運営・経営等に関する所見」並びに推薦人からの推薦書を踏まえて面接を含めた調査を行い、その結果に基づいて、第2次総長候補者を決定した。

大 越 慎 一	（執行役・副学長、理学系研究科教授）
菅 野 暁	（理事）
染 谷 隆 夫	（執行役・副学長、工学系研究科教授）
藤 垣 裕 子	（総合文化研究科教授）
山 本 隆 司	（理事・副学長）

意向投票結果

有資格者数	2 5 8 3 人
-------	-----------

【第1回目】

（五十音順）

大 越 慎 一	〇〇〇票
菅 野 暁	〇〇〇票
染 谷 隆 夫	〇〇〇票
藤 垣 裕 子	〇〇〇票
山 本 隆 司	〇〇〇票

白票	〇〇〇票
----	------

計	〇〇〇〇票
---	-------

【第2回目】※第1回目投票の得票多数の者上位3人に対して実施

（五十音順）

〇 〇 〇 〇	〇〇〇票
〇 〇 〇 〇	〇〇〇票
〇 〇 〇 〇	〇〇〇票

白票	〇〇〇票
----	------

計	〇〇〇〇票
---	-------

令和8年度 総長選考・監察会議活動状況

4月 1日 (水)	第1回総長選考・監察会議（書面審議） ・ 議長の選出について
4月22日 (水)	第2回総長選考・監察会議 ・ 議長代行の指名について ・ 今年度の総長選考・監察会議の進め方について ・ 学内委員によるワーキング・グループへの検討事項の付託 ・ その他
5月29日 (金)	第3回総長選考・監察会議 ・ 代議員会からの第1次総長候補者推薦に係る通知案について ・ 第1次候補者決定通知案について ・ 代議員会の立会人について ・ 総長選考における第2次候補者への共通質問の募集結果について ・ 総長選考に係る面接及び質問について（非公開） ・ その他
6月19日 (金)	第4回総長選考・監察会議 ・ 運営方針委員の選任について（非公開） ・ 第1次総長候補者の決定に係る表決方法の確認について ・ 第1次候補者決定通知案について ・ 総長選考・監察会議委員に係る申し合わせについて ・ 総長選考に係る面接及び質問について（非公開） ・ その他
6月30日 (火)	第5回総長選考・監察会議（書面審議）
～ 7月 1日 (水)	・ 第1次総長候補者の決定について
8月 5日 (水)	第6回総長選考・監察会議（書面審議）
～ 6日 (木)	・ 第1次総長候補者からの辞退申し入れについて
8月10日 (月)	第7回総長選考・監察会議 ・ 総長選考・監察会議と運営方針会議との意見交換について（非公開） ・ 総長選考に係る面接及び質問について（非公開） ・ 第2次候補者及び総長予定者の決定に係る事項について（非公開）
8月12日 (水)	第8回総長選考・監察会議（書面審議）
～ 13日 (木)	・ 第2次候補者を決定するための手順についての改訂について
8月14日 (金)	第9回総長選考・監察会議 ・ 第1次総長候補者に対する面接調査（非公開）

- 8月17日（月） 第10回総長選考・監察会議
- ・ 第1次総長候補者に対する面接調査（非公開）
 - ・ 第2次候補者を決定するための手順について
- 8月18日（火） 第11回総長選考・監察会議
- ・ 第2次総長候補者の決定について（非公開）
 - ・ 第2次候補者及び総長予定者の決定に係る事項について（非公開）
- 9月28日（月） 第12回総長選考・監察会議
- ・ 次期総長予定者の決定について（非公開）
 - ・ 次期総長予定者の選考理由及び選考過程の公表について（非公開）

第 11 回総長選考・監察会議議事要旨（案）

1. 開催日時：令和 8 年 8 月 18 日（火） 13：00～16：15
2. 場 所：安田講堂 2 階 大会議室
3. 出席者：国谷、國土、酒匂、佐藤（康）、鈴木、関根、高橋、板東、岩間、浦野、尾上、粕谷、佐藤（仁）、辻、寺田、古村 各委員
4. 陪席者：亀井、山口 各監事
5. 議題
 - 1 第 2 次総長候補者の決定について（非公開）
 - 2 第 2 次候補者及び総長予定者の決定に係る事項について（非公開）
6. 配付資料
 - 1 第 1 次総長候補者に対する面接調査について【非公開】
 - 2 候補者への質問について【非公開】
 - 3 総長候補者資料等及び推薦書【非公開】（別冊）
 - 4 第 2 次候補者を決定するための手順について
 - 5 （参考資料）求められる総長像の具体化に係る重点ポイント及び評価項目
 - 6 第 2 次候補者決定通知（案）について
 - 7 総長予定者決定時の公表資料について
 - 8 第 7 回総長選考・監察会議議事要旨（案）
 - 9 第 8 回総長選考・監察会議議事要旨（案）
 - 10 第 9 回総長選考・監察会議議事要旨（案）
 - 11 第 10 回総長選考・監察会議議事要旨（案）

7. 議事

全ての議事が人事に関する意見交換を行う議事であるため、非公開とする。

1 第 2 次総長候補者の決定について（非公開）

議題 1 に関し、事務局から、配付資料 4 に基づき、説明があった。次いで、配付資料 4 に基づき、出席委員の間で協議が行われた。次いで、第 2 次総長候補者決定のための表決が行われ、議長を除く出席委員 15 名による無記名投票の結果、賛成 15 名、反対 0 名により、大越慎一候補、菅野暁候補、染谷隆夫候補、藤垣裕子候補、山本隆司候補の 5 名を第 2 次総長候補者とすることが議決された。

2 第 2 次候補者及び総長予定者の決定に係る事項について（非公開）

議題 2 に関し、事務局から、配付資料 6 に基づき、第 7 回総長選考・監察会議において提示した内容からの変更点について説明があった。次いで、事務局から、配付資料 7 に基づき、説明があり、出席委員の間で意見交換が行われた。

次期総長予定者の選出について（談話）

本日、東京大学は、総長選考会議を開催し、藤井 輝夫 氏を次期総長予定者として選出いたしました。

総長選考会議は、選考開始の公示の際に策定した「求められる総長像」に照らして慎重かつ丁寧な審議を行い、次の理由から同氏を次期総長予定者として適任であると判断しました。

同氏は、「求められる総長像」に掲げた東京大学総長として期待される5つの資質、能力及び実績を存分に有し、それらに裏付けられた卓越した指導力を発揮し、東京大学憲章の掲げる目標・理念の実現に向けて東京大学を運営・経営していくことができると十二分に期待できます。

また、大学が果たすべき役割が益々重要になっている中、教学と経営の長として、激しく変化する社会の中で、学問の自由と大学の自治を守りながら、奉仕的精神に則り、構成員の信頼を得つつ、日本、世界から寄せられる大きな期待に応えることができる者であると確信し、同氏が次期総長にふさわしいと判断いたしました。

総長選考会議は、藤井 輝夫 氏のリーダーシップの下、東京大学が更なる発展を遂げていくものと期待しております。

なお、今回の総長選考にあたって、選考プロセス等に関する要望を多方面からいただいたことを真摯に受け止め、総長選考の在り方について、検証と改善に取り組んでいく所存です。

今後とも総長選考への学内外の皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年10月2日

東京大学総長選考会議議長

小宮山 宏

東京大学 次期総長予定者 選考結果、選考理由及び選考過程

<選考結果>

次期総長予定者 ○ ○ ○ ○ (ふりがな)

(総長任期：令和9年4月1日～令和15年3月31日)

次期総長予定者略歴 別紙のとおり

<選考理由>

(前回選考時)「求められる総長像」に掲げた東京大学総長として期待される5つの資質、能力及び実績を存分に有し、それらに裏付けられた卓越した指導力を発揮し、東京大学憲章の掲げる目標・理念の実現に向けて東京大学を運営・経営していくことができると十二分に期待できます。

また、大学が果たすべき役割が益々重要になっている中、教学と経営の長として、激しく変化する社会の中で、学問の自由と大学の自治を守りながら、奉仕的精神に則り、構成員の信頼を得つつ、日本、世界から寄せられる大きな期待に応えることができる者であると確信し、同氏が次期総長にふさわしいと判断いたしました。

<選考過程>

総長選考日程

令和8年

4月 7日(火)	総長選考開始の公示
6月19日(金)	第1次総長候補者として推薦する者の選出(経営協議会)
6月29日(月)	第1次総長候補者として推薦する者の選出(代議員会)
7月 1日(水)	第1次総長候補者の決定(総長選考・監察会議)
8月14日(金)	第1次総長候補者の面接調査(総長選考・監察会議)
8月17日(月)	第1次総長候補者の面接調査(総長選考・監察会議)
8月19日(水)	第2次総長候補者の告示(総長選考・監察会議)
9月28日(月)	第2次総長候補者への意向投票
9月28日(月)	次期総長予定者の決定(総長選考・監察会議)

第1次総長候補者の決定

総長選考・監察会議は、経営協議会及び代議員会から第1次総長候補者として推薦された者について審議し、第1次総長候補者を決定した。

第2次総長候補者（50音順）

総長選考・監察会議は、第1次総長候補者から提出された「総長候補者資料」及び「東京大学の教育、研究、運営・経営等に関する所見」並びに推薦人からの推薦書を踏まえて面接を含めた調査を行い、その結果に基づいて、第2次総長候補者を決定した。

大 越 慎 一	（執行役・副学長、理学系研究科教授）
菅 野 暁	（理事）
染 谷 隆 夫	（執行役・副学長、工学系研究科教授）
藤 垣 裕 子	（総合文化研究科教授）
山 本 隆 司	（理事・副学長）

意向投票結果

有資格者数	2 5 8 3 人
-------	-----------

【第1回目】

（五十音順）

大 越 慎 一	〇〇〇票
菅 野 暁	〇〇〇票
染 谷 隆 夫	〇〇〇票
藤 垣 裕 子	〇〇〇票
山 本 隆 司	〇〇〇票

白票	〇〇〇票
----	------

計	〇〇〇〇票
---	-------

【第2回目】※第1回目投票の得票多数の者上位3人に対して実施

（五十音順）

〇 〇 〇 〇	〇〇〇票
〇 〇 〇 〇	〇〇〇票
〇 〇 〇 〇	〇〇〇票

白票	〇〇〇票
----	------

計	〇〇〇〇票
---	-------

令和8年度 総長選考・監察会議活動状況

4月 1日 (水)	第1回総長選考・監察会議 (書面審議) ・ 議長の選出について
4月22日 (水)	第2回総長選考・監察会議 ・ 議長代行の指名について ・ 今年度の総長選考・監察会議の進め方について ・ 学内委員によるワーキング・グループへの検討事項の付託 ・ その他
5月29日 (金)	第3回総長選考・監察会議 ・ 代議員会からの第1次総長候補者推薦に係る通知案について ・ 第1次候補者決定通知案について ・ 代議員会の立会人について ・ 総長選考における第2次候補者への共通質問の募集結果について ・ 総長選考に係る面接及び質問について (非公開) ・ その他
6月19日 (金)	第4回総長選考・監察会議 ・ 運営方針委員の選任について (非公開) ・ 第1次総長候補者の決定に係る表決方法の確認について ・ 第1次候補者決定通知案について ・ 総長選考・監察会議委員に係る申し合わせについて ・ 総長選考に係る面接及び質問について (非公開) ・ その他
6月30日 (火)	第5回総長選考・監察会議 (書面審議)
～ 7月 1日 (水)	・ 第1次総長候補者の決定について
8月 5日 (水)	第6回総長選考・監察会議 (書面審議)
～ 6日 (木)	・ 第1次総長候補者からの辞退申し入れについて
8月10日 (月)	第7回総長選考・監察会議 ・ 総長選考・監察会議と運営方針会議との意見交換について (非公開) ・ 総長選考に係る面接及び質問について (非公開) ・ 第2次候補者及び総長予定者の決定に係る事項について (非公開)
8月12日 (水)	第8回総長選考・監察会議 (書面審議)
～ 13日 (木)	・ 第2次候補者を決定するための手順についての改訂について
8月14日 (金)	第9回総長選考・監察会議 ・ 第1次総長候補者に対する面接調査 (非公開)

- 8月17日（月） 第10回総長選考・監察会議
- ・ 第1次総長候補者に対する面接調査（非公開）
 - ・ 第2次候補者を決定するための手順について
- 8月18日（火） 第11回総長選考・監察会議
- ・ 第2次総長候補者の決定について（非公開）
 - ・ 第2次候補者及び総長予定者の決定に係る事項について（非公開）
- 9月28日（月） 第12回総長選考・監察会議
- ・ 次期総長予定者の決定について（非公開）
 - ・ 次期総長予定者の選考理由及び選考過程の公表について（非公開）

令和7年12月1日
総長選考・監察会議

求められる総長像

東京大学総長は、東京大学憲章の掲げる目標・理念を尊重し、その達成・実現を追求する明確なビジョンと強い意志を有するとともに、世界と大学をめぐる危機や課題に対峙して、新たな価値創造に挑む果敢なイノベーション戦略を完遂することで、国際的な学術の場における本学の地位をますます高めるべく、次のような資質、能力及び実績に裏付けられた指導力と人々への奉仕的精神をもつことが期待される。

- 1 学内外からの敬意・信頼を得るに足る高潔な人格と高い倫理観及び優れた学識
- 2 開学以来の伝統を活かしながらも、鋭い先進性と説得力のあるビジョンをもって現代社会の要請に能動的に応え、必要に応じて大胆な改革を行い、「世界の東京大学」にふさわしい卓越性・独創性・多様性をそなえた教育研究活動を導く国際的な視野と実行力
- 3 組織構成員の幅広い支持を受け、円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、優れたリーダーシップを発揮し、効果的で機動的な組織運営を行うとともに、本学が果たすべき社会的責任を深く理解し、大学を取り巻く諸課題やリスクなどに対して、主導的に対応していくガバナンス能力と実績
- 4 世界最高水準の学術研究・人材育成を推進するために、具体的な戦略的指針をもって大学の財務基盤を強化し、社会の各界から幅広い理解・協力を得て、大学を経営していく高度な能力と未来を切り拓く強固な意志
- 5 自由・自律及び多様性・包摂性を重んじ、世界の学術の発展と協調的人類社会の実現に貢献しようとする強い使命感

(参考) 東京大学憲章

http://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07405851.html

(参考資料) 求められる総長像の具体化に係る重点ポイント及び評価項目

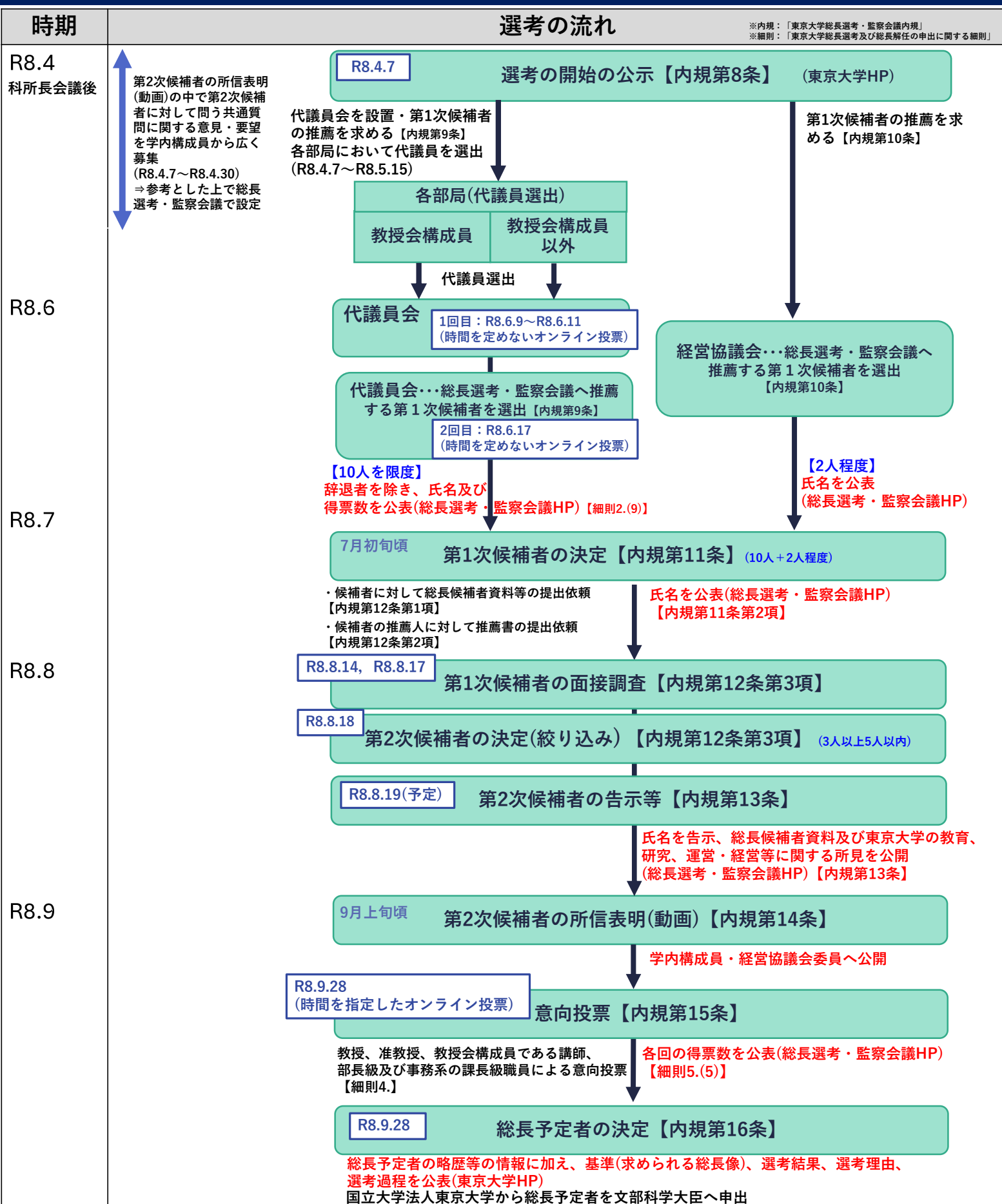
総長選考・監察会議 令和8年3月13日

	「求められる総長像」	重点ポイント	評価項目
1	前文：東京大学総長は、東京大学憲章の掲げる目標・理念を尊重し、その達成・実現を追求する明確なビジョンと強い意志を有するとともに、世界と大学をめぐる危機や課題に対峙して、新たな価値創造に挑む果敢なイノベーション戦略を完遂することで、国際的な学術の場における本学の地位をますます高めるべく、次のような資質、能力及び実績に裏付けられた指導力と人々への奉仕的精神をもつことが期待される。	東大憲章の掲げる理念を実現し、世界の危機や課題に対峙して価値を創造する力	明確で具体性のあるビジョン
2			新たな価値創造に挑むイノベーション戦略
3			本学の国際的プレゼンス向上に資する提言
4			世界の公共性に奉仕する精神
5	1 学内外からの敬意・信頼を得るに足る高潔な人格と高い倫理観及び優れた学識	東京大学総長としての品位・学識	高潔な人格
6			高い倫理観
7			優れた学識と教育・研究実績
8	2 開学以来の伝統を活かしながらも、鋭い先進性と説得力のあるビジョンをもって現代社会の要請に能動的に応え、必要に応じて大胆な改革を行い、「世界の東京大学」にふさわしい卓越性・独創性・多様性をそなえた教育研究活動を導く国際的な視野と実行力	国際的視野と改革実行力	伝統と先進性を兼ね備えたビジョン
9			改革への認識と大胆な実行力
10			国際的視野と活動実績
11			卓越性・独創性・多様性のある教育研究活動牽引力
12	3 組織構成員の幅広い支持を受け、円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、優れたリーダーシップを発揮し、効果的で機動的な組織運営を行うとともに、本学が果たすべき社会的責任を深く理解し、大学を取り巻く諸課題やリスクなどに対して、主導的に対応していくガバナンス能力と実績	組織運営とガバナンス能力	現代社会を牽引する人材を育成する意欲
13			世界の学術をリードする教学・経営組織のビジョン
14			組織構成員の幅広い支持と合意形成能力
15			優れたリーダーシップと組織運営力
16	4 世界最高水準の学術研究・人材育成を推進するために、具体的な戦略的指針をもって大学の財務基盤を強化し、社会の各界から幅広い理解・協力を得て、大学を経営していく高度な能力と未来を切り拓く強固な意志	財務基盤強化と高度な経営能力	リスクに対するガバナンス能力
17			財務基盤強化実現への具体的な戦略的指針
18			社会各界から幅広く理解・協力を得て大学を経営する高い能力
19	5 自由・自律及び多様性・包摂性を重んじ、世界の学術の発展と協調的人類社会の実現に貢献しようとする強い使命感	世界の学術の発展と協調的人類社会の実現に向けた使命感	大学の未来を切り拓く強固な意志
20			自由・自律及び多様性・包摂性の重視
21			協調的人類社会実現への貢献
22			強い使命感

※評価の参考にのみ活用される

R8(2026)年度 東京大学総長選考プロセスのイメージ

東京大学総長選考・監察会議



・総長選考・監察会議は、経営協議会から選出される学外委員8名と教育研究評議会から選出される学内委員8名で構成される。
・総長の選考に当たっては、総長選考・監察会議が選考の基準となる「求められる総長像」を定め、あらかじめ提示する【内規第7条】。

※この流れ図は現時点の想定する流れを記載したものであり、今後の検討状況等により必要に応じて見直す。

国立大学法人法（抜粋）

（役員）

- 第10条 各国立大学法人に、役員として、その長である学長（当該国立大学法人が設置する国立大学の全部について第四項に規定する大学総括理事を置く場合にあっては、理事長。次条第一項並びに第二十一条第二項第四号、第三項及び第五項を除き、以下同じ。）及び監事二人（二以上の国立大学を設置する国立大学法人にあっては、その設置する国立大学の数に一を加えた員数）を置く。
- 2 前項の規定により置く監事のうち少なくとも一人は、常勤としなければならない。
- 3 各国立大学法人に、役員として、それぞれ別表第一の第四欄に定める員数以内の理事を置く。
- 4 国立大学法人が二以上の国立大学を設置する場合その他その管理運営体制の強化を図る特別の事情がある場合には、第十二条第二項に規定する学長選考・監察会議の定めるところにより、当該国立大学法人に、その設置する国立大学の全部又は一部に係る学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十二条第三項に規定する職務（以下「大学の長としての職務」という。）を行う理事（以下「大学総括理事」という。）を置くことができる。
- 5 国立大学法人は、前項の規定により大学総括理事を置くこととするときは、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

（役員の職務及び権限）

- 第11条 学長は、大学の長としての職務（大学総括理事を置く場合にあっては、当該大学総括理事の職務に係るものを除く。）を行うとともに、国立大学法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長は、国立大学法人を代表し、その業務を総理する。
- 3 学長は、次の事項について決定をしようとするときは、学長及び理事で構成する会議（第五号において「役員会」という。）の議を経なければならない。
- 一 中期目標についての意見（国立大学法人等が第三十条第三項の規定により文部科学大臣に対し意見を述べることをいう。以下同じ。）に関する事項
 - 二 この法律により文部科学大臣の認可又は承認（第十三条の二第一項及び第十七条第七項の承認を除く。）を受けなければならない事項
 - 三 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
 - 四 当該国立大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
 - 五 その他役員会が定める重要事項
- 4 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して国立大学法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。
- 5 大学総括理事は、前項に規定する職務のほか、大学の長としての職務（第十二条第二項に規定する学長選考・監察会議の定めるところにより、当該大学総括理事が当該大学の長

としての職務を行うものとされた国立大学に係るものに限る。)を行うとともに、学長の定めるところにより、国立大学法人を代表する。

6 監事は、国立大学法人の業務を監査する。この場合において、監事は、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

7 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は国立大学法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

8 監事は、国立大学法人がこの法律又は準用通則法の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。

9 監事は、その職務を行うため必要があるときは、国立大学法人の子法人（国立大学法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

10 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

11 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

（学長等への報告義務）

第11条の2 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長（当該役員が学長である場合にあっては、学長及び次条第二項に規定する学長選考・監察会議）に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

（役員の任命）

第12条 学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。

2 前項の申出は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもって構成する会議（以下「学長選考・監察会議」という。）の選考により行うものとする。

一 第二十条第二項第三号に掲げる者の中から同条第一項に規定する経営協議会において選出された者

二 第二十一条第二項第二号から第四号までに掲げる者の中から同条第一項に規定する教育研究評議会において選出された者

3 学長選考・監察会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

4 議長は、学長選考・監察会議を主宰する。

5 この条に定めるもののほか、学長選考・監察会議の議事の手続その他学長選考・監察会議に関し必要な事項は、議長が学長選考・監察会議に諮って定める。

6 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選

考・監察会議が定める基準により、行わなければならない。

7 国立大学法人は、第二項に規定する学長の選考が行われたときは当該選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、学長選考・監察会議が前項に規定する基準を定め、又は変更したときは当該基準を、それぞれ遅滞なく公表しなければならない。

8 監事は、文部科学大臣が任命する。

第13条の2 大学総括理事は、第十二条第六項に規定する者のうちから、学長選考・監察会議の意見を聴き、及び文部科学大臣の承認を得て、学長が任命する。

2 前項の承認は、国立大学法人の申出に基づいて行うものとする。

3 学長は、第一項の規定により大学総括理事を任命したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(役員の任期)

第15条 学長の任期は、二年以上六年を超えない範囲内において、学長選考・監察会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める。

2 理事の任期は、六年を超えない範囲内で、学長が定める。ただし、理事の任期の末日は、当該理事を任命する学長の任期の末日以前でなければならない。

3 大学総括理事の任期は、六年を超えない範囲内において、学長選考・監察会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める。ただし、大学総括理事の任期の末日は、当該大学総括理事を任命する学長の任期の末日以前でなければならない。

4 監事の任期は、その任命後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する準用通則法第三十八条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の時までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、再任されることができる。この場合において、当該役員がその最初の任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でなかったときの前条の規定の適用については、その再任の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者とみなす。

(役員の解任等)

第17条 文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか、文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため当該国立大学法人の業務の実績が悪化し

た場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適当でないと認めるときは、その役員を解任することができる。

- 4 学長選考・監察会議は、第十一条の二の規定による報告を受けたとき、又は学長が前二項に規定する場合に該当するおそれがあると認めるときは、学長に対し、職務の執行の状況について報告を求めることができる。
- 5 第二項及び第三項の規定により文部科学大臣が行う学長の解任は、当該国立大学法人の学長選考・監察会議の申出により行うものとする。
- 6 学長は、第一項から第三項までの規定により理事を解任したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。
- 7 第二項及び第三項の規定により学長が行う大学総括理事の解任は、学長選考・監察会議の意見を聴き、及び文部科学大臣の承認を得て、行うものとする。
- 8 第十三条の二第二項及び第三項の規定は、第一項から第三項までの規定による大学総括理事の解任について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第十七条第七項」と読み替えるものとする。

(経営協議会)

第20条 国立大学法人に、国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。

- 一 学長
- 二 学長が指名する理事及び職員
- 三 当該国立大学法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、次条第一項に規定する教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの

3 前項各号に掲げる者のほか、大学総括理事を置く場合には、当該大学総括理事を委員とする。

4 経営協議会の委員の過半数は、第二項第三号の委員でなければならない。

5 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 中期目標についての意見に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの
- 二 中期計画に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの
- 三 学則（国立大学法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- 四 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- 五 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- 六 その他国立大学法人の経営に関する重要事項

6 経営協議会に議長を置き、学長をもって充てる。

7 議長は、経営協議会を主宰する。

(教育研究評議会)

第21条 国立大学法人に、当該国立大学法人が設置する国立大学ごとに当該国立大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。

一 学長

二 学長（当該国立大学に係る大学の長としての職務を行う大学総括理事を置く場合にあっては、学長又は当該大学総括理事）が指名する理事

三 学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長のうち、教育研究評議会が定める者

四 その他教育研究評議会が定めるところにより学長（当該国立大学に係る大学の長としての職務を行う大学総括理事を置く場合にあっては、当該大学総括理事。次項及び第五項において同じ。）が指名する職員

3 前項各号に掲げる者のほか、当該国立大学に係る大学の長としての職務を行う大学総括理事を置く場合にあっては当該大学総括理事を、学校教育法第九十二条第二項の規定により副学長（同条第四項の規定により教育研究に関する重要事項に関する校務をつかさどる者に限る。）を置く場合にあっては当該副学長（当該副学長が二人以上の場合には、その副学長のうちから学長が指名する者）を評議員とする。

4 教育研究評議会は、次に掲げる事項について審議する。

一 中期目標についての意見に関する事項（前条第五項第一号に掲げる事項を除く。）

二 中期計画に関する事項（前条第五項第二号に掲げる事項を除く。）

三 学則（国立大学法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項

四 教員人事に関する事項

五 教育課程の編成に関する方針に係る事項

六 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項

七 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項

八 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

九 その他国立大学の教育研究に関する重要事項

5 教育研究評議会に議長を置き、学長をもって充てる。

6 議長は、教育研究評議会を主宰する。

(特定国立大学法人の定義)

第21条の2 この目において「特定国立大学法人」とは、別表第一の各項の第四欄に掲げる理事の員数が七人以上である当該各項の第一欄に掲げる国立大学法人のうち、当該国

立大学法人の収入及び支出の額並びに当該国立大学法人が設置する国立大学の収容定員の総数及び教職員の数を考慮して、事業の規模が特に大きいものとして政令で指定するものをいう。

(運営方針会議の設置)

第21条の3 前二目に定めるもののほか、特定国立大学法人には、第二十一条の五第一項に規定する運営方針事項について決議するとともに、決議した内容に基づいて適切に当該特定国立大学法人の運営が行われているかどうかについての監督を行う機関として、運営方針会議を置く。

(運営方針会議の構成及び運営方針委員等)

第21条の4 運営方針会議は、三人以上の運営方針委員及び学長で組織する。

2 運営方針委員は、第十二条第六項に規定する者のうちから、学長選考・監察会議との協議を経て、文部科学大臣の承認を得た上で、学長が任命する。

3 前項の承認は、特定国立大学法人の申出に基づいて行うものとする。

4 運営方針委員の任期は、二年以上六年を超えない範囲内において、学長選考・監察会議の議を経て各特定国立大学法人の規則で定める期間とする。ただし、補欠の運営方針委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 第十五条第五項前段、第十八条及び第十九条の規定は運営方針委員について、第十六条の規定は運営方針委員となる者の資格について、第十七条第一項及び第二項の規定は学長が運営方針委員を解任する場合について準用する。

6 前項において準用する第十七条第二項の規定により学長が行う運営方針委員の解任は、学長選考・監察会議との協議を経て、文部科学大臣の承認を得た上で、行うものとする。

7 第三項の規定は、前項の承認について準用する。

8 第二項及び第六項の承認については、第十一条第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

9 運営方針会議に議長を置き、運営方針委員の互選によってこれを定める。

10 議長は、運営方針会議を主宰する。

11 次条第一項に規定する運営方針事項に関する議案は、学長が運営方針会議に提出する。

12 学長は、第二十一条の八第一項の規定による報告及び同条第二項の意見に関する事項については、その議事に加わることができない。

13 この条に定めるもののほか、運営方針会議の議事の手続その他運営方針会議に関し必要な事項は、議長が運営方針会議に諮って定める。

(学長の職務等の特例)

第21条の6 特定国立大学法人の学長は、三月に一回以上、当該特定国立大学法人の運営

の状況について、運営方針会議に報告しなければならない。

- 2 運営方針会議は、特定国立大学法人の運営が前条第一項の規定により決議した運営方針事項の内容に基づいて適切に行われていないと認めるときは、学長に対し、当該特定国立大学法人の運営を改善するために必要な措置を講ずることを求めることができる。
- 3 前項の規定による運営方針会議の求めがあったときは、学長は、速やかに当該特定国立大学法人の運営を改善するために必要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を運営方針会議に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限の特例)

第21条の7 特定国立大学法人の監事の職務及び権限についての第十一条第七項及び第十一条の二の規定の適用については、同項中「除く。）」とあるのは「除く。）、運営方針委員」と、同条中「除く。）」とあるのは「除く。）若しくは運営方針委員」と、「学長選考・監察会議）」とあるのは「学長選考・監察会議）及び運営方針会議」とする。

(学長の解任等の特例)

- 第21条の8 運営方針会議は、学長が第十七条第二項又は第三項に規定する場合に該当するおそれがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長選考・監察会議に報告しなければならない。この場合において、同条第四項の規定の適用については、同項中「第十一条の二」とあるのは、「第十一条の二若しくは第二十一条の八第一項」とする。
- 2 運営方針会議は、第十二条第六項の基準その他の学長の選考に関する事項について、学長選考・監察会議に意見を述べることができる。

東京大学総長選考・監察会議規則

平成 16 年 4 月 1 日

役員会議決

東大規則第 2 号

(設置)

第 1 条 国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 12 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人東京大学（以下「大学法人」という。）に東京大学総長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 選考・監察会議は、次の各号に掲げる者各同数の委員総数 16 人（選出にあたって経営協議会及び教育研究評議会が一致した議決により別段の定めをしたときは、その人数）をもって組織する。

- (1) 経営協議会の構成員（大学法人の役員又は職員である構成員を除く。）の中から経営協議会において選出された者
- (2) 教育研究評議会の構成員（大学法人の役員を除く。）の中から教育研究評議会において選出された者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 前条第 1 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、通算して 6 年を超えて在任することはできない。
- (2) 前条第 2 号の委員の任期は 3 年とする。

2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第 4 条 選考・監察会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 議長は、選考・監察会議を招集し、会務を統括する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代行する。

(任務)

第 5 条 選考・監察会議は、次に掲げる任務を行う。

- (1) 総長の選考
 - (2) 総長の解任の申出
 - (3) 総長の業務執行の状況についての確認及び中間評価の実施
 - (4) 総長の任期に関する事項の審議
 - (5) 大学総括理事の設置の是非に関する事項の審議
 - (6) 運営方針委員の選任及び解任についての審議
 - (7) 運営方針委員の任期に関する事項の審議
- 2 前項の任務を行うにあたり必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第 6 条 選考・監察会議の庶務は、本部法務課において処理する。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

東京大学総長の任期に関する規則

平成 16 年 6 月 18 日

役員会議決

東大規則第 205 号

(趣旨)

第 1 条 国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、国立大学法人東京大学の総長の任期に関する規則を定める。

(任期)

第 2 条 総長の任期は、6 年とする。

2 総長は、引き続いて再任されることができない。

第 3 条 前条の規定にかかわらず、総長が欠けたときの後任の総長の任期は、前任者の残任期間とする。この場合、後任の総長は、引き続いて 1 回に限り再任されることができる。

(規則の改廃)

第 4 条 この規則の改廃は、東京大学総長選考・監察会議の審議を経て、これを行う。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 6 月 18 日から施行し、第 2 条第 2 項の規定は、この規則の施行後新たに総長となった者から適用する。
- 2 第 2 条第 1 項の規定は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。平成 17 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間については、総長の任期は 4 年とする。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

東京大学総長選考・監察会議内規

平成16年4月1日

総長選考会議可決

東大規則第5号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 総長の選考及び解任の申出並びに総長の中間評価は、東京大学総長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）がこの内規により行う。

(議事)

第2条 選考・監察会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 選考・監察会議の議事は、議長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし、第17条により解任の申出をする場合及び第22条によりこの内規の改廃について議決する場合には、出席委員の3分の2以上の多数により決定しなければならない。

3 委員の出席及び議決に関しては、委任の方法を用いることはできない。

(表決)

第3条 選考・監察会議が次の各号に掲げる議決を行うときは、表決による。ただし、他の事項について議決を行う際に表決を用いることを妨げない。

- (1) 第1次総長候補者の決定
- (2) 第2次総長候補者の決定
- (3) 総長予定者の決定
- (4) 総長の解任の申出の決定
- (5) 東京大学総長の任期に関する規則の改廃
- (6) 大学総括理事の設置
- (7) 運営方針委員の選任及び解任
- (8) 運営方針委員の任期に関する事項
- (9) この内規及び東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則の改廃

2 表決の方法は、議長を除く出席委員の無記名投票による。ただし、第1項各号に掲げる事項を除き、出席委員全員に異議のないときは、他の方法によることができる。

3 議長は、表決による議決を行う場合には、議事進行上、表決による議決を行うこと、表決の方法及び議決の要件を必ず確認する。

(議長)

第4条 議長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き3年を超えて在任することはできない。

2 議長が任期の途中で欠けた場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 議長の選出方法については別に定める。

(監事の陪席)

第5条 選考・監察会議の議事は、原則として監事を陪席させて行う。

2 陪席した監事は、議事を傍聴し、議事進行が適正を欠くと判断する場合には、そのことについて意見を述べることができる。なお、議事の内容にわたる意見を述べることはできない。

3 議長は、毎回の会議の最後に、監事に対し議事進行についての意見を述べる機会を与

える。

- 4 監事から述べられた意見は、監事が記録を求めた場合又は選考・監察会議が記録を適当と認めた場合には、議事要旨に記載する。

第2章 総長選考

(選考の事由)

- 第6条 総長の任期が満了する場合には、選考・監察会議は、総長の選考を行う。総長が辞任を申し出た場合、解任された場合、又は欠員となった場合も同様とする。

(選考基準)

- 第7条 選考・監察会議が総長の選考を行うに当たっては、求められる総長像をあらかじめ提示し、選考の基準を明らかにする。

(選考の開始の公示)

- 第8条 選考・監察会議は、総長の任期が満了する場合は、その6月前までに、総長が辞任を申し出た場合、解任された場合又は欠員となった場合は、その日から速やかに、選考の開始を公示する。

(代議員会からの推薦等)

- 第9条 選考・監察会議は、第1次総長候補者（以下「第1次候補者」という。）を決定するために、代議員会を設け、第1次候補者として推薦する者を選出させる。

- 2 前項の代議員会が選出する者の数は、原則として10人を限度とし、代議員会は、選考・監察会議に通知する。

- 3 代議員会の構成並びに第1次候補者として推薦する者の選出及び通知の方法については別に定める。

(経営協議会からの推薦等)

- 第10条 選考・監察会議は、前条の規定によるほか、経営協議会に第1次候補者として推薦する者の選出を求める。

- 2 前項の経営協議会が選出する者の数は、2人程度とし、前条の規定により選出される者と重複することを妨げない。

- 3 選考・監察会議は、第1項の規定により選出された者について、経営協議会からの通知を受ける。

(第1次候補者の決定)

- 第11条 選考・監察会議は、第9条第2項及び前条第3項により通知を受けた者について審議し、第1次候補者を決定する。

- 2 選考・監察会議は、第1次候補者の決定後、速やかに、その氏名を50音順に公表する。

(第2次候補者の決定)

- 第12条 選考・監察会議は、第1次候補者の各々に対し、所定の様式に基づいた総長候補者資料その他の関係資料（以下「総長候補者資料等」という。）を提出させるとともに、自身を次期総長の適任者として推薦する者（以下「推薦人」という。）を指定させ、選考・監察会議に通知させる。

- 2 選考・監察会議は、前項の推薦人各々に、当該推薦人を指定した第1次候補者に係る推薦書の提出を依頼する。

- 3 選考・監察会議は、第7条に規定する求められる総長像に照らし、第1項の総長候補者資料等及び前項の推薦書を踏まえて面接を含めた調査を行い、その結果に基づいて、3人以上5人以内の第2次総長候補者（以下「第2次候補者」という。）を決定する。

- 4 第2次候補者を決定するための手順については、別に定める。

(第2次候補者の告示等)

第13条 選考・監察会議は、第2次候補者の氏名を50音順により告示し、各第2次候補者の総長候補者資料等を公開する。

(所信表明)

第14条 選考・監察会議は、意向投票の実施に先立ち、第2次候補者に、各々、動画の形態により所信を表明する機会を設ける。

(意向投票)

第15条 選考・監察会議は、第13条の第2次候補者について、学内の意向投票を行う。

2 意向投票の方法については、別に定める。

(総長予定者の決定)

第16条 選考・監察会議は、第7条に規定する求められる総長像に照らし、第12条第1項の総長候補者資料等、同条第2項の推薦書、同条第3項の調査、第14条の所信表明及び前条の意向投票の結果を総合的に考慮して、総長予定者を決定する。

2 前項の総長予定者が、次条第1項第1号又は第4号に該当することが明らかになったときは、選考・監察会議は当該決定を取り消し、改めて総長予定者を決定する。

3 選考・監察会議が第1項の決定を前項により取り消そうとする場合には、第1項の総長予定者に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与する。

第3章 総長解任の申出

(解任の申出)

第17条 総長が、次の各号の一に該当する場合は、選考・監察会議は総長の解任を文部科学大臣に理由を付して申し出る。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められる場合

(2) 職務上重大な義務違反があると認められる場合

(3) 職務の執行が適当でないため、国立大学法人東京大学の業務の実績が悪化した場合であって、総長に引き続き職務を行わせることが適当でないとして認められる場合

(4) その他総長たるに適しないと認められる場合

2 前項第2号、第3号及び第4号による解任の申出は、経営協議会又は教育研究評議会の発議に基づいてこれを行う。

(意見陳述の機会の付与)

第18条 選考・監察会議が前条により解任の申出をしようとする場合には、総長に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与する。

(総長への通知)

第19条 選考・監察会議が第17条により解任の申出をする場合には、総長に対し、これをその理由とともに通知する。

第4章 総長の中間評価

(実施方法)

第20条 選考・監察会議は、総長就任以後3年を経過する日までの間における業務の実績に基づいて、中間評価を行う。

2 選考・監察会議が中間評価を行うに当たっては、総長に対し、中間評価に係る自己評価書(以下「評価資料」という。)の提出を求める。

3 選考・監察会議は、経営協議会及び教育研究評議会の構成員(総長、理事及び東京大学教育研究評議会規則第3条第2項の評議員を除く。)並びに監事に対し、評価資料に関する意見を求める。

- 4 選考・監察会議は、評価資料及び前項の意見その他選考・監察会議が必要と認めるものに基づき評価案を作成し、総長及び必要に応じ理事に対して質疑を行った後、中間評価を決定する。

(通知及び公表)

第21条 選考・監察会議は、前条による中間評価の結果を総長に通知する。

- 2 選考・監察会議は、中間評価の結果及びその過程を公表する。

第5章 補則

(本内規の改廃)

第22条 この内規の改廃は、議長が選考・監察会議に諮って、これを行う。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年6月15日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年1月22日から施行する。
- 2 平成16年に選考の開始を公示された選挙の期日において選挙資格を有していた東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける客員教員、特任教員等であって現に教授会構成員である者の選挙資格については、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表2の本部の区分に係る第7条第1項第2号の規定の適用については、同区分を改正前の同表の総務部から研究協力部までの6区分と同数として取り扱う。

附 則

この内規は、平成20年6月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年9月21日から施行し、改正後の東京大学総長選考会議内規の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成24年4月18日から施行し、改正後の東京大学総長選考会議内規の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年7月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年3月13日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年11月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月28日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年1月24日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 1 2 月 1 日から施行する。

東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則

(平成 16 年 7 月 20 日総長選考会議承認)

改正：H20.1.22、20.6.17、21.4.14、22.9.21、26.7.8、27.3.13、R2.4.28、4.3.16、
7.12.1、8.3.13

1. 東京大学総長選考・監察会議内規（以下「内規」という。）第 9 条の代議員会の構成について

(1) 代議員会は、次に掲げる者をもって構成する。

ア. 第 4 項第 1 号ア. に定める意向投票の投票資格を有する者から選出された代議員
別表 1 に定める区分ごとに各 4 人（ただし、投票資格を有する者が 10 人に満たない場合は、2 人とする。）

イ. 第 4 項第 1 号ア. に定める意向投票の投票資格を有する者以外の本学常勤の教職員から選出された代議員 別表 2 に定める区分ごとに人数欄に定める数

(2) 前号ア. の代議員は、別表 1 の組織区分ごとに当該組織専属の者から選出する（学部の場合を除く）。ただし、別表 1 の「学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる組織、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館」の区分で選出される者の中に、各学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる各組織、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の互選によって選出した学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる組織、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者（第 4 項に定める意向投票の投票資格を有する者に限る。）1 名を含めることができる。

(3) 教育学部附属中等教育学校の教職員は、教育学研究科の区分に属するものとみなして取り扱う。

(4) 第 1 号イ. の規定に関しては、東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程又は東京大学再雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける教職員若しくは東京大学職域限定職員及び職域時間限定職員の就業に関する規程の適用を受ける教職員のうち職域限定職員である者は、同号にいう常勤の教職員に含まれるものとし、公共政策学研究部の教職員は、公共政策学研究部、法学政治学研究科及び経済学研究科の了解のもと法学政治学研究科又は経済学研究科のいずれかの区分に属するものとみなして取り扱う。

(5) 第 1 号イ. にいう本部事務組織の代表者は、部長の互選によって選出し、議長に報告する。

(6) 第 1 号イ. にいう学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる組織、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者は、各学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる各組織、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の互選によって選出し、議長に報告する。

(7) 別表 2 の区分に掲げられた部局（「総合文化研究科及び数理科学研究科」及び「柏地区に所在する事務組織」を除く）の内、複数の部局の事務を共同して行う事務組織を置く部局に属する事務系職員の取扱いについては、専ら特定の部局の事務を担当する者は当該特定部局の区分に属するものとみなし、それ以外の者は当該事務組織が担当する部局中投票資格者たる教員を除く職員数が最大の部局に属するものとみなして

取り扱う。

(8) 国立大学法人東京大学の役員のうち教授会構成員である教授を兼ねている者以外の者は、第1号イ.の教職員に含めない。

(9) 別表1又は2の区分に該当しない者がいる場合は、議長がその区分を定める。

2. 内規第9条の選出及び通知の方法について

(1) 選考・監察会議は、期日を定めて代議員会を招集する。

(2) 大学院各研究科、情報学環、公共政策学研究部及び各附置研究所の長、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる組織、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者、柏地区事務機構長、本部事務組織の代表者並びに附属図書館長は、内規第8条の公示があったときは、前項に定める代議員を、代議員会招集の日の前々日までに、選考・監察会議に報告しなければならない。

(3) 代議員会の議長は、選考・監察会議の議長又はその代行者をもってこれに充てる。

(4) 代議員会は、次の方法によって選考・監察会議に推薦する者を選出する。

ア. 各代議員は、2人以内を連記で投票する。

イ. 代議員会の議長は、得票者の氏名を50音順に発表する。

ウ. 各代議員は、イ.の得票者の中から3人以内を連記で投票する。

エ. ウ.の投票において得票多数の者10人を限度として選出する。ただし、末位に得票同数の者がある場合は、その者を加え、10人を超えて選出する。

(5) 前号の場合における投票は、すべて無記名とする。

(6) 投票の開票にあたり、立会人2人を置き、議長が指名する。

(7) 被投票者が特定されない同姓同名の投票については、次の順で取り扱う。

ア. 学内者と学外者が同姓同名の場合

学内者に対する投票として取り扱う。

イ. 学内者に同姓同名がある場合

①役員 ②教授(名誉教授を含む) ③准教授 ④その他の順による投票として取り扱う。ただし、その取り扱いにおいて、職名を同じくする同姓同名者が複数いる場合には、その投票数を同姓同名者の人数で割った数を各人についての投票とする。

(8) 代議員会の議長は、第4号によって選出された者に対し、第1次候補者として選考・監察会議に推薦することの可否の意向確認をする。

(9) 代議員会の議長は、前号の意向確認において辞退した者を除き、推薦する者の氏名を、得票数を示した上で、50音順に、選考・監察会議に通知するとともに、公表する。

3. 内規第11条による第1次候補者の決定について

(1) 選考・監察会議委員は、内規第9条第2項又は第10条第3項の通知に、自己の氏名が、第1次候補者として推薦する者として含まれていた場合、内規第11条第1項の審議に加わることができない。

(2) 選考・監察会議委員が第1次候補者として決定されたときは、委員を辞職する。

(3) 前号による後任(補欠)の委員については、選考・監察会議から経営協議会及び教育研究評議会に対して、それぞれ選出を求める。

4. 内規第15条の意向投票の投票資格について

(1) 投票資格を有する者は、次のとおりとする。

ア．東京大学基本組織規則第9条第2項に規定する教員であって選考開始の公示の日の属する月の初日に現に常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師である者

イ．管理又は監督の地位にある教職員（東京大学教職員給与規則第21条に基づく管理職手当の支給を受ける教職員をいう。）であって選考開始の公示の日の属する月の初日に現に東京大学事務組織規則第2条第2項に掲げる部長、次長及び課長である者、同条第3項に掲げる担当部長及び担当課長である者、同条第4項に掲げる上席チーフエキスパート及びチーフエキスパートである者、同規則第3条第3項に掲げる事務部長、事務長及び課長である者、同条第4項に掲げる担当課長である者、同条第5項に掲げる事務長及び柏地区事務機構長である者、同条第6項に掲げるチーフエキスパートである者並びに東京大学職員の職に関する規則別表に掲げる看護部長及び薬剤部長である者（ただし、本学を勤務場所としない者を除く。）

(2) 選考開始の公示の日の属する月の初日に投票資格を有していた者が、投票の日までに前項に定める者でなくなった場合は、投票資格を失う。

(3) 選考開始の公示の日の属する月の初日に休職中又は出向中の者は、投票資格を有する者に含まれない。

(4) 国立大学法人東京大学の役員のうち教授会構成員である教授を兼ねている者は、第1号ア．にいう常勤の教授に含まれる。

(5) クロス・アポイントメント制度、学内クロス・アポイントメント制度及びスプリット・アポイントメント制度を適用される教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師は、第1号ア．にいう常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師に含まれる。

(6) 東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける卓越教授、特命教授及び特別教授のうち、教授会構成員である者は、第1号ア．にいう常勤の教授に含まれる。

(7) 学内共同教育研究施設、学際融合研究施設及び全国共同利用施設の運営委員会並びに国際高等研究所に置かれる東京カレッジの東京カレッジ運営委員会及び研究機構の研究機構運営委員会は、第1号ア．にいう教授会とみなす。

5. 内規第15条の意向投票の方法について

(1) 前項に定める投票資格を有する者による意向投票は、指定の期日に、選考・監察会議が指定するシステムを用いて、単記無記名投票により行う。

(2) 投票回数は、以下のとおりとする。

ア．第2次候補者が3人の場合は、1回の投票を行う。

イ．第2次候補者が4人以上の場合は、2回の投票を行う。ただし、2回目の投票は1回目の投票において得票多数の者上位3人（末位に得票同数の者があるときは、これを加える。）について行う。

(3) 議長は、教育研究部局、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる組織、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館並びに東京大学基本組織規則第13条に基づく室及び第18条に基づく室（以下「部局」という。）の長に対し、当該部局の投票資格を有する者の名簿を作成し、投票期日及び第2次候補者の氏名その他の意

向投票において必要な事項を投票資格を有する者に対し周知し、当該部局において投票資格を有する者に対する投票実施の補助管理を行う等の投票に関する事務を分担執行するよう協力を求める。

(4) 第1号及び第2号に定める投票の際は、各第2次候補者の得票数を投票の都度発表する。

(5) 意向投票の終了後、選考・監察会議は、速やかに、全ての投票回の結果（各第2次候補者の得票数及び白票数を含む。）を公表する。

6. 内規第16条第2項による総長予定者の決定は、選考・監察会議が他の第2次候補者のうちから行う。その際、選考・監察会議は、必要に応じて、内規第15条の規定により再度意向投票を行うことができる。

7. 前項の規定にかかわらず、選考・監察会議が前項の方法により総長予定者を決定することができないと判断する場合は、内規第8条から第16条までの規定で定める手続きに基づき再度選考を行う。

8. 前2項の規定は、内規第16条第2項の規定に該当する場合以外の事情により、決定された総長予定者が総長に就任することが不可能となった場合についても、適用する。

9. 内規第17条第1項第1号に該当すると認められる場合、選考・監察会議は経営協議会若しくは教育研究評議会に意見を求めることができる。

10. 内規第18条による意見陳述は、選考・監察会議が口頭であることを認めたときを除き、意見を記載した書面（以下「陳述書」という。）を提出してする。なお、選考・監察会議は、陳述書の提出期限（口頭による意見陳述の機会を付与する場合には、その日時）までに相当な期間において、総長に対し、次に掲げる事項を書面により通知する。

(1) 予定される申出の内容並びに根拠となる法令及び規則の条項

(2) 申出の原因となる事実

(3) 陳述書の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

別表 1

区 分
人文社会系研究科
教育学研究科
法学政治学研究科
経済学研究科
総合文化研究科
理学系研究科
工学系研究科
農学生命科学研究科
医学系研究科
薬学系研究科
数理科学研究科
新領域創成科学研究科
情報理工学系研究科
情報学環
公共政策学研究部
法学部
医学部
工学部
文学部
理学部
農学部
経済学部
教養学部
教育学部
薬学部
医科学研究所
地震研究所
東洋文化研究所
社会科学研究所
生産技術研究所
史料編纂所
定量生命科学研究所
宇宙線研究所
物性研究所
大気海洋研究所
先端科学技術研究センター
学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる組織、 学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館

(1) 学部からの選出にあたっては、当該学部の教授会が選出する。

別表 2

区 分	人 数
人文社会系研究科	2
教育学研究科	2
法学政治学研究科	2
経済学研究科	2
総合文化研究科及び数理科学研究科	2
理学系研究科	2
工学系研究科	2
農学生命科学研究科	2
医学系研究科	2
薬学系研究科	2
新領域創成科学研究科	1
情報理工学系研究科	1
情報学環	1
医学部附属病院	1
医科学研究所	1
地震研究所	1
東洋文化研究所	1
社会科学研究所	1
生産技術研究所	1
史料編纂所	1
定量生命科学研究所	1
宇宙線研究所	1
物性研究所	1
大気海洋研究所	1
先端科学技術研究センター	1
柏地区に所在する事務組織	1
本部事務組織	6
附属図書館	1
学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる組織、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館	1

- (1) 「柏地区に所在する事務組織」とは、柏地区事務機構長、新領域創成科学研究科事務部、宇宙線研究所事務部、物性研究所事務部、大気海洋研究所事務部、カブリ数物連携宇宙研究機構事務部、柏地区研究センター支援室及び柏地区共通事務センターをいう。
- (2) 「本部事務組織」は、従前 6 区分存在していた本部各部が統合された区分であることから、人数を統合前と同数の 6 人とする。

東京大学総長選考・監察会議委員名簿

令和8年7月6日現在

選出会議	氏 名	任 期	備 考
経営協議会	国 谷 裕 子◎	2026年4月1日 ～2028年3月31日	東京藝術大学 理事 慶應義塾大学特任教授 自然エネルギー財団理事
経営協議会	國 土 典 宏	2026年4月1日 ～2028年3月31日	国立健康危機管理研究機構 理事長
経営協議会	酒 匂 真 理	2026年4月1日 ～2028年3月31日	株式会社miup 会長
経営協議会	佐 藤 康 博	2026年4月1日 ～2028年3月31日	株式会社みずほフィナンシャルグループ 特別顧問
経営協議会	鈴 木 蘭 美	2026年4月1日 ～2028年3月31日	ARC Therapies株式会社 代表取締役社長 CEO ARCHIMED GROUP マネージングダイレクター
経営協議会	関 根 千 津○	2026年4月1日 ～2028年3月31日	株式会社KOKUSAI ELECTRIC 社外取締役 (監査等委員)
経営協議会	高 橋 祥 子	2026年4月1日 ～2028年3月31日	TAZ Inc. 代表取締役社長 株式会社ジーンクエスト 取締役ファウンダー
経営協議会	板 東 久美子	2026年4月1日 ～2027年3月31日	日本赤十字社 常任理事 雪印メグミルク株式会社 社外取締役
教育研究評議会	岩 間 厚 志	2024年4月1日 ～2027年3月31日	医科学研究所長 (2025年4月1日～2027年3月31日)
教育研究評議会	浦 野 泰 照○	2024年4月1日 ～2027年3月31日	薬学系研究科長 (2026年4月1日～2027年3月31日)
教育研究評議会	尾 上 陽 介	2026年7月6日 ～2028年3月31日	史料編纂所長 (2024年4月1日～2027年3月31日)
教育研究評議会	粕 谷 誠	2025年4月1日 ～2028年3月31日	経済学研究科長 (2025年4月1日～2027年3月31日)
教育研究評議会	佐 藤 仁	2024年4月1日 ～2027年3月31日	東洋文化研究所長 (2026年4月1日～2029年3月31日)
教育研究評議会	辻 雄	2025年4月1日 ～2028年3月31日	数理科学研究科長 (2026年4月1日～2028年3月31日)
教育研究評議会	寺 田 寅 彦	2025年4月1日 ～2027年3月31日	総合文化研究科長 (2025年4月1日～2027年3月31日)
教育研究評議会	古 村 孝 志	2025年4月1日 ～2028年3月31日	地震研究所長 (2025年4月1日～2027年3月31日)

計 1 6 名 (敬称略、五十音順)